「地方公共団体における押印見直しマニュアル」の概要



第一章 はじめに

- ・デジタル時代を見据えたデジタルガバメントは国と地方が二人三脚で取組を進めることによって大きな効果を発揮するが、特に、住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きい。
- ・これまで押印見直しに取り組んだことのない地方公共団体に加え、見直しを行った経験のある団体においても、更なる押印の見直しを依頼。

本マニュアルの趣旨

- ・地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考となるよう、地方公共団体において国の取組の考え方や基準に沿って押印の見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示す。
- ※規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの地方公共団体派遣職員が中心となり作成。
- ※今後も、国・地方の取組やユーザーの声などを踏まえ、内容を充実・更新していく。

本マニュアルのスコープ

・国の法令等において規定されている全手続(住民や事業者から提出される申請等に押印を求めている行政手続や会計手続、人事手続等で押印を求めている内部手続)

地方公共団体の条例等や慣行により求めている押印の見直しの判断基準

押印存続

- ・地方公共団体が条例等や慣行により押印を求めている全手続
- ※今後、書面・対面規制の見直しマニュアルを作成する。

第二章 国の押印見直しに係る取組

行政手続14,992手続のうち、14,909手続(99.4%)が押印廃止の決定、または廃止の方向で検討。内部手続307手続のうち、248手続(80.8%)が押印廃止の決定、押印を廃止する予定又は廃止する 方向で検討。今後、押印見直し対象となったものは、原則として年内に政省令や告示の改正を行い、法改正が必要な事項については、2021年通常国会に一括法を提出することを検討中。

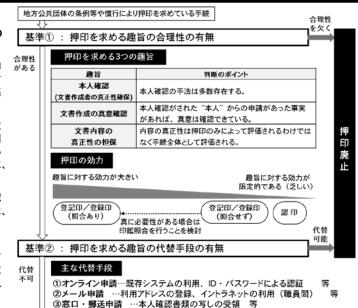
第三章 地方公共団体の押印見直しに係る取組

国の取組の考え方、基準等をベースにし、先行して取り組んだ地方公共団体の経験も取り込みながら、 地方公共団体における押印見直し手順等を整理。

押印見直し手順のイメージ 2. 取組体制 4. 5. 3. 方針の 6. 手続の 組織の 押印見直し、署名見直し 押印見直し 実態把握 意思統· の構築 策定 の検討 計画の策定 前相談 合理性 や整合性の確認 検討 幹部会議等で全庁的な呼びかけ 印見直し計画の 再検討依頼 疑義照会や 方針を策定 取りまとめ検討内容 でりまとめ 全手続 精査 リストアップ 押印を求める手続の 押印根拠を分類手続ごとに ※何度か繰り 返すことで、 を節 を検討 押印が存続す 再見検直 る手続の件数 管部門 を減らすこと 討し ができる

<押印を求める趣旨の合理性の 有無の考え方>

- ・登記・登録印によらない押 印は、本人確認の手段として の効果は大きくないため、基 本的に廃止する。
- ・登記印や登録印の押印を求めているものでも、印鑑証明 書の提出を求めていないため 印鑑照合を行えない場合には、 押印を見直す。
- ・制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、印鑑証明まで提出を求めることも考えられる。
- ・印鑑証明書の提出を求めているものでも、必要以上に求めている場合には、提出を見直すことが考えられる。



(運転免許証・マイナンバーカードの写し等)

押印廃止

手続所管部門は関係部門(主に法務部門)と連携し、必要な条例等や様式の改正を行う。迅速かつ効率的な改正のため、条例の一括改正や特例規則の活用などが考えられる。 施行日が確定したら、住民へ周知。 ※推進部門は、押印継続となったものについて、手続所管部門との検討・確認プロセスを継続。